

定 款

EXEDY

株式会社 **エクセディ**

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、株式会社エクセディと称し、英文では、EXEDY Corporation と表示する。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、運搬車両、船舶及び建設機械、農業機械等の部品の製造及び販売並びに輸出入
- (2) 機械器具及びその部品の製造及び販売並びに輸出入
- (3) 型具、治具、工具等及びその部品の製造及び販売並びに輸出入
- (4) 陶板の製造及び販売・施工
- (5) 車両及び機械の修理
- (6) 自転車の製造及び販売
- (7) 車椅子、昇降機等の福祉機器の製造及び販売
- (8) 前各号の事業に関する技術開発、技術指導及び売買
- (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び駐車場の経営並びに建物内外の警備、清掃業務
- (10) 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- (12) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- (13) 発電及び売電事業並びにその運営管理事業
- (14) 前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を寝屋川市に置く。

第 4 条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1 億6,800万株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社は、100株をもって株式の1 単元とする。

第 9 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する手続および手数料、その他株主権行使の手続に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第 10 条（株主名簿管理人）

- ①当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
- ②当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

第 11 条（基準日）

- ①当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ②前項のほか本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を設けることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（株主総会の招集時期）

- ①当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。
- ②前項のほか必要がある場合に取締役会の決議により臨時株主総会を招集する。

第 13 条（株主総会の招集者及び議長）

- ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
- ②取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 14 条（電子提供措置等）

- ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（株主総会の決議の方法）

- ①株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。
- ②会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第 16 条（議決権の代理行使）

- ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- ②前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条（取締役の員数）

当社の取締役は12名以内とする。

第 18 条（取締役の選任）

- ①取締役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- ②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 19 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。

第 20 条（役付取締役）

取締役会の決議により、取締役社長1名を置くことができる。

第 21 条（代表取締役）

当社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

第 22 条（取締役会の招集者及び議長）

- ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- ②取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

- ①取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- ②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令又は定款で定めるもののほか取締役会において定める「取締役会規則」による。

第 26 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 27 条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 28 条（監査役の数）

当社の監査役は4名以内とする。

第 29 条（監査役の選任）

- ①監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- ②当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 30 条（監査役の任期）

①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。

②補欠のため就任した監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。但し、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 32 条（監査役会の招集通知）

①監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

第 33 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項については、法令又は定款で定めるもののほか監査役会において定める「監査役会規則」による。

第 34 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 35 条（社外監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 36 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第 37 条（会計監査人の任期）

- ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。
- ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当社の事業年度は、1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 40 条（剰余金の配当）

当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 41 条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第 42 条（期末配当金等の除斥期間）

- ①期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付さない。

附則

①定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和42年5月27日改正

平成14年6月27日改正

昭和45年5月30日改正

平成15年6月23日改正

昭和49年5月30日改正

平成16年6月24日改正

昭和50年5月30日改正

平成18年6月27日改正

昭和57年6月30日改正

平成21年6月24日改正

平成3年6月27日改正

平成22年1月6日附則自動削除

平成4年6月26日改正

平成25年6月21日改正

平成5年6月29日改正

令和4年6月28日改正

平成6年6月29日改正

平成7年6月29日改正

平成7年8月1日改正

平成10年6月23日改正

平成12年6月23日改正

平成13年10月1日改正